

社団法人東京電機大学校友会・同窓会 群馬県支部会則

平成 12 年 12 月 16 日制定

（名称）

第 1 条 本支部は東京電機大学校友会・同窓会群馬県支部と称する。

（目的）

第 2 条 本支部は会員相互の親睦を図ると共に、母校の発展と郷土の振興に寄与する事を目的とする。

（会員）

第 3 条 本支部の会員は群馬県に居住または勤務する学校法人東京電機大学の設置する学校（前身の諸学校を含む）の卒業生及び特別に入会を希望し承認された者で構成する。

（事務所所在地）

第 4 条 本支部は事務所を県支部長が指定した所に置く。

（役員）

第 5 条 本支部は支部長 1 名、副支部長、会計、会計監査、幹事若干名の役員を置く。尚、顧問を置く事ができる。

第 6 条 支部長は本支部を代表し、会務を統括する。副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行する。

第 7 条 役員を選出は総会において会員の中から互選し、その任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。尚、役員に欠員が生じた時は役員会で補充するが、その任期は前任者の残任期間とする。

（会合）

第 8 条 本支部の会合は次の通りとする。

（1）総会 原則として年 1 回支部長が招集し、会務報告、役員を選任その他必要事項を審議する。

（2）役員会 必要に応じて支部長が招集し、会務を処理する。

（3）その他 支部長が必要と認める場合は、前 2 号以外の会合を招集することができる。

第 9 条 総会、役員会共に出席人員をもって成立し、決議は出席人数の過半数で決する。

（会費及び会計）

第 10 条 本支部の経費は校友会本部よりの援助金及び会員より必要な都度徴収する会費をもって充当する。

第 11 条 会計監査は本支部の会計を監査する。

（補則）

第 12 条 本会則の改正は総会の決議を要する。

第 13 条 本会則は平成 12 年 12 月 16 日より施行する。